

長野県診療所等賃上げ支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、「令和8年度（令和7年度からの繰越分）医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業の実施について」（令和8年2月26日付け医政発0226第11号及び医薬発0226第2号厚生労働省医政局長及び厚生労働省医薬局長通知。以下「国実施要綱」という。）「3. 診療所等賃上げ支援事業」に基づき、医療機関等の従事者の処遇改善に対応するための費用について、予算の範囲内において、長野県診療所等賃上げ支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、国実施要綱、令和8年度（令和7年度からの繰越分）医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業費補助金交付要綱（令和8年4月1日付け厚生労働省発医政0401第1号及び厚生労働省発医薬0401第42号厚生労働事務次官通知。）及び補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象等)

第2 補助金の交付対象となる事業の実施主体、補助対象機関、賃上げ支援の対象者、賃金改善の内容及び交付額の算定方法は、以下のとおりとする。

(1) 事業の実施主体

有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）、薬局及び訪問看護ステーション（いずれも健康保険法（大正11年法律第70号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設。）とする。

(2) 補助対象機関

(1)に掲げる事業の実施主体のうち、次のいずれかの要件に該当する者を補助対象機関とする。

ア 令和8年3月1日時点でベースアップ評価料（※1）を届け出ている者。

イ 薬局は令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約（※2）する施設

ウ 医師又は歯科医師である院長と医療に従事しない専ら事務作業（医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く）を行う職員のための診療所等、現在の制度上、ベースアップ評価料が届け出られない施設のうち、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約（※2）する者。

（※1）「外来・在宅ベースアップ評価料（I）」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料」、「入院ベースアップ評価料（医科）」、「入院ベースアップ評価料（歯科）」、「訪問看護ベースアップ評価料」のいずれかを指す。

（※2）「診療所等賃上げ支援事業申請書兼実績報告書」（様式第1号）において令和8年6月1日から令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出たことを報告することとする。

(3) 賃上げ支援の対象者

補助対象機関の開設者と労働契約を締結している者（非常勤職員を含む。以下「対象職員」という。）であり、次に掲げる者以外を賃上げ支援の対象者とする。

- ア 補助対象機関の管理者
- イ 補助対象機関を開設する法人の理事長
- ウ 補助対象機関を運営する個人事業主
- エ 薬局の開設者

（４）賃金改善の内容

ア 原則として、補助金を活用して令和7年12月から令和8年5月までの間、対象職員のベースアップ（基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げ。以下同じ。）を実施するとともに、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大すること。

ただし、賃金表や給与規程等の変更に時間を要する場合は、令和8年6月1日から対象職員のベースアップを行うことを前提に、令和7年12月から令和8年3月までの4か月分の一時金又は特別手当を、令和8年3月までの間に対象職員に支給することができるが、その場合は4月から5月までベースアップを実施するとともに、支給した一時金又は特別手当に相当する水準のベースアップを対象職員に対して令和8年6月1日から行うこと。

イ 令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0パーセントを上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0パーセントを上回る部分に補助金を充てることができる。その上で余剰が生じている部分は賃金改善に充てること。

ウ 賃金水準や基本給の引上げに伴い増加する法定福利費等の事業主負担分も含むものとする。

エ 定期昇給による賃金の上昇部分、診療報酬及び他の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定により地方公共団体が支出する補助金）を財源として行っている部分に充てることができない。

オ 本事業により賃金改善を行う時点から令和8年5月までの間、賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させてはならない。また、一部の対象職員に本事業による賃金改善を集中させることなど、著しく偏った配分を行ってはならない。ただし、補助対象機関の実情に応じて、職種ごとに傾斜配分することは差し支えない。

カ 現在、ベースアップ評価料の対象とされていない職種の賃金改善にも配分することはできない。

（５）交付額の算定方法

補助金の交付額は、以下のとおり算定した額と実際に対象となる賃金改善に充てられた額とを比較して少ない方の額とする。また、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- ・ 有床診療所（医科・歯科）

使用許可病床数×72千円（※1）

（※1）使用許可病床数が2床以下の場合は1施設×150千円を支給する。

- ・ 無床診療所（医科・歯科）
 - 1 施設×150 千円
 - ・ 訪問看護ステーション
 - 1 施設×228 千円
 - ・ （所属する同一グループ内の保険薬局の数（※2）として1店舗以上5店舗以下（当該保険薬局を含む）である保険薬局
 - 1 施設×145 千円
 - ・ （所属する同一グループ内の保険薬局の数（※2）として6店舗以上19店舗以下（当該保険薬局を含む）である保険薬局
 - 1 施設×105 千円
 - ・ （所属する同一グループ内の保険薬局の数（※2）として20店舗以上（当該保険薬局を含む）である保険薬局
 - 1 施設×70 千円
- （※2）厚生（支）局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書（別紙様式3）または特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の数とする。

（6） 上記の規定に関わらず、次のいずれかに該当する者は補助金の交付の対象としない。

- ア 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- イ 県税に未納がある者
- ウ その他知事が適当でないと認める者

（交付の条件）

第3 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- （1） 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- （2） 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- （3） 補助金と事業に係る関係書類の保存については、補助金と事業に係る収入及び支出（地方公共団体の場合、予算及び決算）との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る収入及び支出（地方公共団体の場合、歳入及び歳出）について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- （4） 事業を行う者が（1）から（3）までにより付した条件に違反した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し、既に交付された金額があるときは、その全部又は一部について県への返還を命ずることがある。

（交付の申請及び実績報告）

第4 この補助金の交付の申請及び事業実績報告は、診療所等賃上げ支援事業申請書兼実績報告書（様式第1号）及び診療所等賃上げ支援事業賃金改善報告書（様式第2号）に係る書類を添

えて、別途定める日までに知事に提出するものとする。

(交付の決定)

第5 知事は、前条の書類を審査し、申請内容が適当であると認めるときは、規則第4条及び第13条の規定により補助金の交付を決定し、額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項を決定する場合において、必要に応じ条件を付することができる。

(補助金の返還)

第6 知事は、補助金の交付を受けた日以降に正当な理由なく廃院した場合は補助金の全部の返還を求める。ただし、事業譲渡等による廃院であって譲受先において引き続き診療を継続している等、知事においてやむを得ないと認めた場合はその限りではない。

2 知事は、申請内容を偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたと認める場合は補助金の全部の返還を求める。

(交付請求)

第7 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、診療所等賃上げ支援事業請求書(様式第3号)を知事に提出するものとする。

附 則

この要綱は、令和8年6月19日から適用する。